

京都市消防局告示第6号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

平成24年12月27日

京都市消防局長 長谷川 純

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表臨濟宗相国寺派大本山相国寺の項中「法堂内」を「法堂内部」に、要法寺の項中「・開山堂」を「開山堂」に、吉田神社の項中「境内全域」を「本宮及び若宮社付近」に、

「

左京区大原来迎院町540番地	金色不動内部	を
----------------	--------	---

」

「

左京区大原来迎院町540番地	金色不動内部	に、
	円融蔵展示室内部	

」

京都大学清風荘の項中「庭園全域」を「敷地内全域」に、智積院の項中「三社本殿及び三社拝殿付近」を「三神社本殿及び三神社拝殿の付近」に、

「

良正院	東山区新橋通大和大路東入る3丁目林下町402番地	表門付近	を
-----	--------------------------	------	---

」

「

良正院	東山区新橋通大和大路東入る3丁目林下町402番地	表門付近	に、
		境内全域	
方広寺	東山区正面通大和大路東入る茶屋町527番地の4	本堂及び大黒堂の内部	

」

毘沙門堂の項中「屋内一円」を「境内全域」に、浄土真宗本願寺派本願寺の項中「御影堂

及び眞実閣の内部」を「及び御影堂の内部」に、

「

右京区嵯峨清滝月輪町7番地	本堂及び三祖師堂の付近
---------------	-------------

を

」

「

右京区嵯峨清滝月輪町7番地	本堂及び三祖師堂の付近
	収蔵庫の付近

に、

」

「

観音堂	右京区京北下黒田町鶴野112番地	境内全域
-----	------------------	------

を

」

「

観音堂	右京区京北下黒田町鶴野112番地	境内全域
妙光寺	右京区宇多野上ノ谷町20番地	境内全域
		方丈内部

に、

」

「

極楽寺	西京区桂久方町32番地の1	境内全域
-----	---------------	------

を

」

「

極楽寺	西京区桂久方町32番地の1	境内全域
五社神社	西京区下津林楠町103番地	境内全域

に、

」

大倉記念館・内蔵の項中「月桂冠大倉記念館内」を「月桂冠大倉記念館内部」に、「月桂冠酒香房」を「月桂冠酒香房内部」に改めます。

(消防局予防部)